

第2章 基本理念

人権の概念は、上田市人権尊重のまちづくり条例において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下での平等も、かかる原理に基づくものである」とうたっています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」とうたい、また都市宣言には、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。

私たち一人ひとり、かけがえのない存在として尊重され、豊かに健康で幸せな生活を営む権利を持っています。この権利が保障されることは、人権尊重のまちづくりの基礎となることから、お互いを思いやり、相互の理解と協力と信頼を深めていくことが大切です。

この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように決めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けて、次の3つの社会づくりを目指します。

- (1) 一人ひとりがかけがえのない命をもつ人として、誰からも差別や偏見を受けることがなく、安心して暮らすことができる社会
- (2) それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、その力を十分に発揮することができる社会
- (3) 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、共によりよく生きていくことのできる社会